福

た件

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告

○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 ○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 ○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ

○地籍調査の成果について認証した件四件

○道路の区域を変更する件 公 告

○肥料の登録の有効期間を更新した件二件

島

○肥料の登録事項に変更がある旨届出があった件

告 示

福島県告示第四百八十七号

せる機関を次のとおり指定した。 生活保護法の規定を含む。)により、 する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

令和四年七月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

わかまつインフェクション	名称
会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原	所在地
令和三年一二	指定年月日

) 	リーディングクリニック	二七一三	月三日
Į,	合会 農村健診センター福島県厚生農業協同組合連	白河市豊地上弥次郎二—一	令和四年四月 日
平	さ南相馬訪問看護ステーションつば	南相馬市原町区深野字台畑三—一	日

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十八号

大熊町診療所

<u>-</u>

双葉郡大熊町大字大川原字南平一九

同年五月 日

一七

1100

を廃止した旨届出があった。 る生活保護法の規定を含む。)により、 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等 次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

令和四年七月五日

를 를 를

를 를

福島県知 事 内 堀 雅 雄

医療法人せきね医院	名
	称
伊達市月舘町	所
月舘字町三六	在
六	地
令和四年五月 日	廃止年月日

社会福祉課

福島県告示第四百八十九号

支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。 宅介護者しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防 ととされる生活保護法の規定を含む。)により、 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるこ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定 令和四年七月五日 介護扶助及び介護支援給付のための居 中国

福島県知事

内 堀 雅 雄

薬局 コスモ調剤	薬局油井店	名事業所の
一 一 五 町字 業 町 八 原 原 原	四一十二 本松市油	所 在 地
マスモファー	マ スモファー	名事業者の
目一二—二 目一二—二 丁	野山市桑野三丁 田一二十二	事務所の所在地事業者の主たる
七日五月二	月一日 六	指定年月日
導 養管 大援 下 大援 下 大援 下 大援 下 大	導 養 管 居 宅 完 三 宅 宅 宅 宅 来 着 養 養 者 ぞ 者 ぞ 者 等 者 等 者 等 者 。 者 者 。 者 。 者 者 。 者 者 。 者 者 。 者	の 種 類

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十号

島

中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備 日から同年十一月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年七月五 え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、大規

令和四年七月五日

福

雅 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地

ては代表者の氏名

(変更後)別紙書面のとおり

変更した年月日

<u>Б</u>. 届出をした者 令和四年六月二十二日

> 福島県知事 内 堀

変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前) 別紙書面のとおり

 \equiv 別紙書面のとおり

四 届出年月日

福島県告示第四百九十三号

東白川郡塙町大字川上の一部の地籍図及び地籍簿 (川上9地区)

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 白河市

福島県知事

内

堀

雅

雄

白河市

成果の名称

町の一部、三番町の一部の地籍図及び地籍簿(巡り矢地区) 白河市巡り矢の一部、金屋町の一部、宰領町、白井掛の一 番町 部、 二番

イオンリテール株式会社 株式会社日和田ショッピングモー 「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十一号

域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 塙町の

福島県知事

内

堀

雅

雄

地

令和四年七月五日

調査を行った者の名称

成果の名称

東白川郡塙町大字川上の一部の地籍図及び地籍簿

(川上8地区)

農村計画課)

福島県告示第四百九十二号

域内における地籍調査の成果について、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。

令和四年七月五日

福島県知事

内

堀

雅

雄

塙町の地

調査を行った者の名称

成果の名称

(農村計画課)

地域内における地籍調査の成果について、 次のとおり認証した。

令和四年七月五日

調査を行った者の名称

部、 の 一

(農村計画課)

福島県告示第四百九十四号

| 一令和四年七月五日 | 市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。 | 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松

福島県知事

内

堀

雅

雄

調査を行った者の名称

会津若松市

成果の名称

会津若松市南千石町の一部の地籍図及び地籍簿(南千石町地区)

福島県告示第四百九十五号

令和四年七月五日課及び福島県いわき建設事務所で令和四年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。課及び福島県いわき建設事務所で令和四年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

福島県知事 内 堀 雅 雄

き上三坂県道いわ 小野線 路 線 名 三番一地先からいわき市山田町塙沢四 九番二地先まで 市山田町和久二 区 間 変更後 変更前 の変変 更 更 別後前 敷地の幅員 (メートル) 一二・八~ 一二 · 八 ~ 九九・二 九九・二 延 (メートル) 七八〇・〇 七八〇・〇 長

(道路計画課)

公 告

公告第百五十四号

の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項

令和四年七月五日

福島県知事 内

県知事 内 堀 雅 雄

(福島県) 775	(福島県)
種	に 種 は 全 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会
名 混機科人合質 作質 有肥 有肥 五	后名 科 今 分 将
3.0 户船票来	路
3.0 単 豫 5 入	
全 里	加里 全量
の 合許る成最及の相談 有さ有分大び他格 をれ害の量その	今の思れており、名をおり、
は ミュ有社 スー 跟 オキキチャ	氏は がんな 名名 な 水林
茨県浦中町丁5城土市都一目36	株 王
カカスの の角 の の の の の の の の 日 世 日 日 日 日 日 日 日 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	女たの期 全部を担保 会権 保証 を は ない は ない は ない は ない は ない これ かい は ない こうしゅう ちょうしゅう しゅうしゅう しゅうりゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうりゅう しゅうしゅう しゅうり しゅうり
,	•

(農村計画課)

(農業総合センター)

公告第百五十五号

令和四年七月五日の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項

福島県知事内 堀 雅 雄

0 4 V	0 4 0			(福島県)	登録番号
光機科質質問	温入士			種類	肥料の
光機科門 2 2 2 2 2 3 1 3 1				名称	肥巻の
	5 7	全量	经素		保証
.: :	2	酸品金金	りん		保証成分量(%)
1.0	1 0	全量	加里		(%)
百許る成最及におる有人の大びを記るを記しまって	今去火			の規格	その色
リペアグル 発来 大	F O			は名称	兵名又
来都代区段 ——张千田九北丁	비 가				住所
年7月19日	<u></u>	期限	の有效	た登録	更新し

 登録番号 (福島県) 856 859 860 	の 公 規 肥 告 *
8 8 8 8 6 6 5 </th <th>4</th>	4
	公告第百五十 令和四年七月 で
肥種	* 第 第百五十六号
田名 ネオル ネオ オワ ネオ はルワ フサ オキク オキ キー オー オー カー カー・ファンン カン カ	公告第百五十六号
後 用 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
東港新丁番京区橋目の東京 都部東一の中央 19 日本 19	旨十 届五 出年 が法
於 京東中八二4号東 東中八二4号東 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東	が高のとは、一番ののでは、一番であった。 一番 島県 知事
氏 保 学 式 A 工 工 会 本 工 工 会 な 楽 社 体 ・ 七 本 本 体 ・ 七 本 本 は 称 ・ 七 株 も ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま	知 事 十七号) 第 十七号) 第 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
任 東区一番京東丁 2 路都 都 日 号 都	デース 三 ゼー
が 高 の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(農業総合センター)

齊

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。